

資源やエネルギーを大切に使う循環のまちにする

1 足元からの行動で地球環境保全に貢献する

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成22年度)
1	1 - 練馬区におけるエネルギー起源二酸化炭素CO ₂ 削減量(14年度比)	産業、民生、運輸部門のCO ₂ 排出量を推計し合計した値	32.7万トン-CO ₂ H14 = 210.0万トン H22 = 177.3万トン
	1 - エコライフチェックによる二酸化炭素削減量	エコライフチェックの10の環境配慮項目(22年度まで固定)について、エコライフデーと普段の日のCO ₂ 削減量の差を集計	2トン-CO ₂ /日 0.9トン-CO ₂ /日 (18年度)
	1 - 京都議定書以降に対応する温室効果ガス削減に関する計画の策定状況	京都議定書以降に対応する温室効果ガス削減に関する計画策定の進捗状況	着手 (18年度)

(1)地球環境保全に向け意識・行動を変える

< 意識・行動を変えるための仕組みをつくる >

- ・ エコライフチェック事業を、区民の意識改革に効果が高くなるよう工夫しながら、毎年拡大して実施していくとともに、打ち水作戦、キャンドルナイト等の、多くの区民が参加しやすく、効果的な普及啓発を実施します。

【打ち水作戦のイメージ】

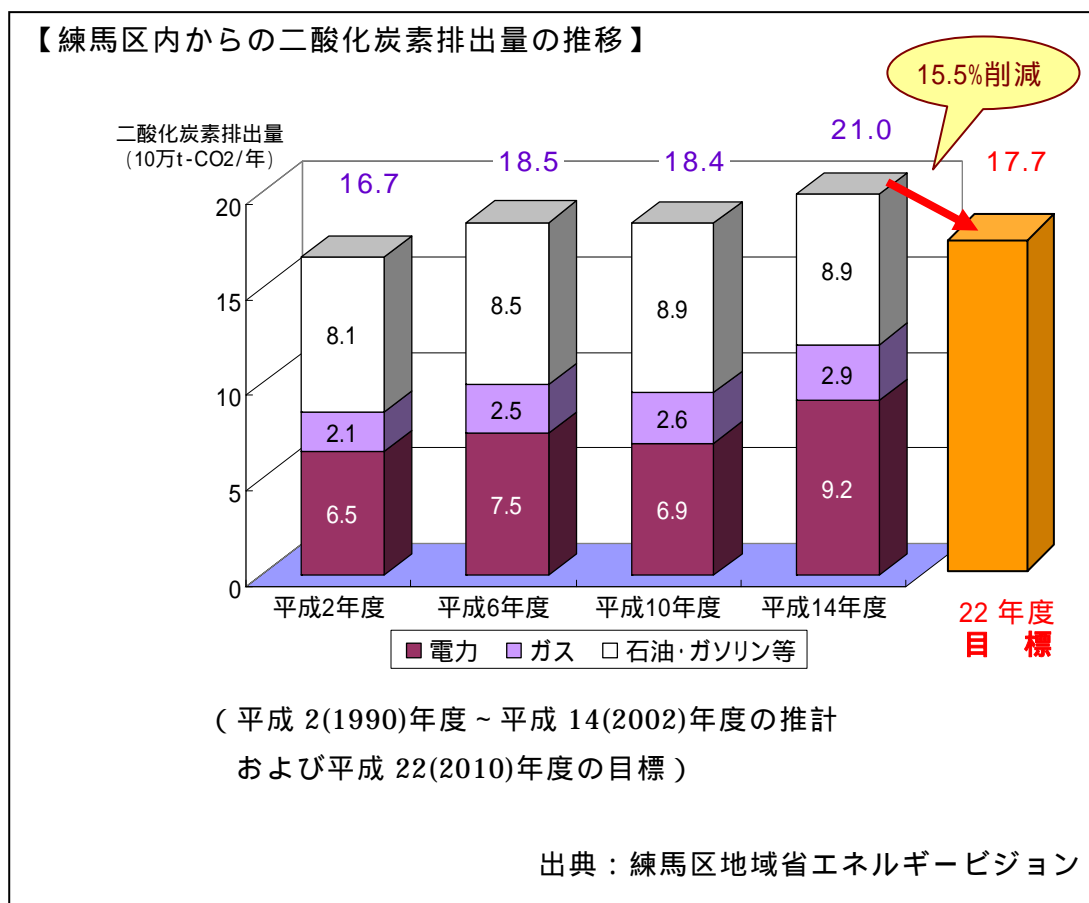
こどもエコクラブ、区民団体、商店街、区立施設などが参加し、一定期間内に全区的に打ち水を実施します。参加状況、効果(気温や地表温度の低下効果)などを調査し公表するとともに、全国的な打ち水大作戦運動にも参加します。



- ・ 日常生活や事業活動におけるグリーン購入、グリーン調達を促進するための方策を検討します。
- ・ オゾン層の破壊、熱帯林の消失、酸性雨などの地球環境問題や広域的環境問題について、区民の理解を求めるための普及啓発等を行います。

< 地域における温暖化対策を計画的に進める >

- ・ 練馬区の区民・事業者の活動に伴う温室効果ガスの排出量を的確に把握し、分かりやすく公表していきます。また、その抑制を計画的に進めるために、平成 17 年度の「練馬区地域省エネルギービジョン」の内容を踏まえて、「地球温暖化防止地域推進計画」を策定します。この中で、京都議定書の約束期間(2008 - 2012 年)以降の地球温暖化対策についても、国や東京都の対応を見ながら、練馬区における足元からの行動のあり方なども検討します。



- ・ 温暖化防止への貢献を着実に進めるため、練馬区における地球温暖化対策に係る目標、区・区民・事業者の責務、区・区民・事業者の取り組みの内容等を定める(仮称)地球温暖化防止条例の制定について検討します。

(2) 温暖化やヒートアイランド現象を防止する行動を広げる

< 省エネルギー活動などを支援する >

- ・ 省エネルギー推進や新エネルギー設備の導入に先進的に取り組む区民や事業者を支援します（住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池装置など）。

【太陽光発電の効果】

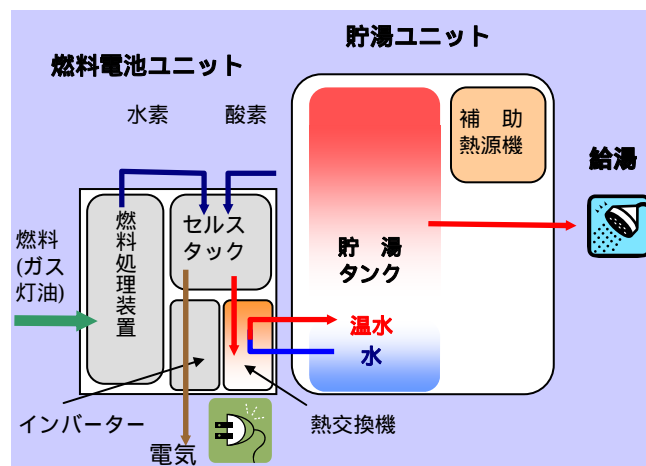
太陽光発電設備は、3kWのもので、年間約3,000kWh発電します（東京地方平均）。したがって、3kWの太陽光発電設備で、電気の使用に伴う二酸化炭素CO₂を、年間1トン以上減らすことができます。



【練馬区の太陽光発電設備設置補助】（～19年度）

区内の自己居住住宅に、太陽光発電設備を新たに設置しようとする区民に対し、区の設定する一定の条件を満たす場合、1kWあたり4万円（総額の上限15万円）を助成します。

【燃料電池の原理】



家庭用燃料電池装置のしくみ（例）

燃料（都市ガス、液化石油ガス（LPG）、灯油）から水素（H₂）を取り出し、これを空気中の酸素（O₂）と反応させて電気をつくる、“電池”の一種です。反応時に生じる熱も温水をつくるのに利用でき、効率の高いエネルギー源です。

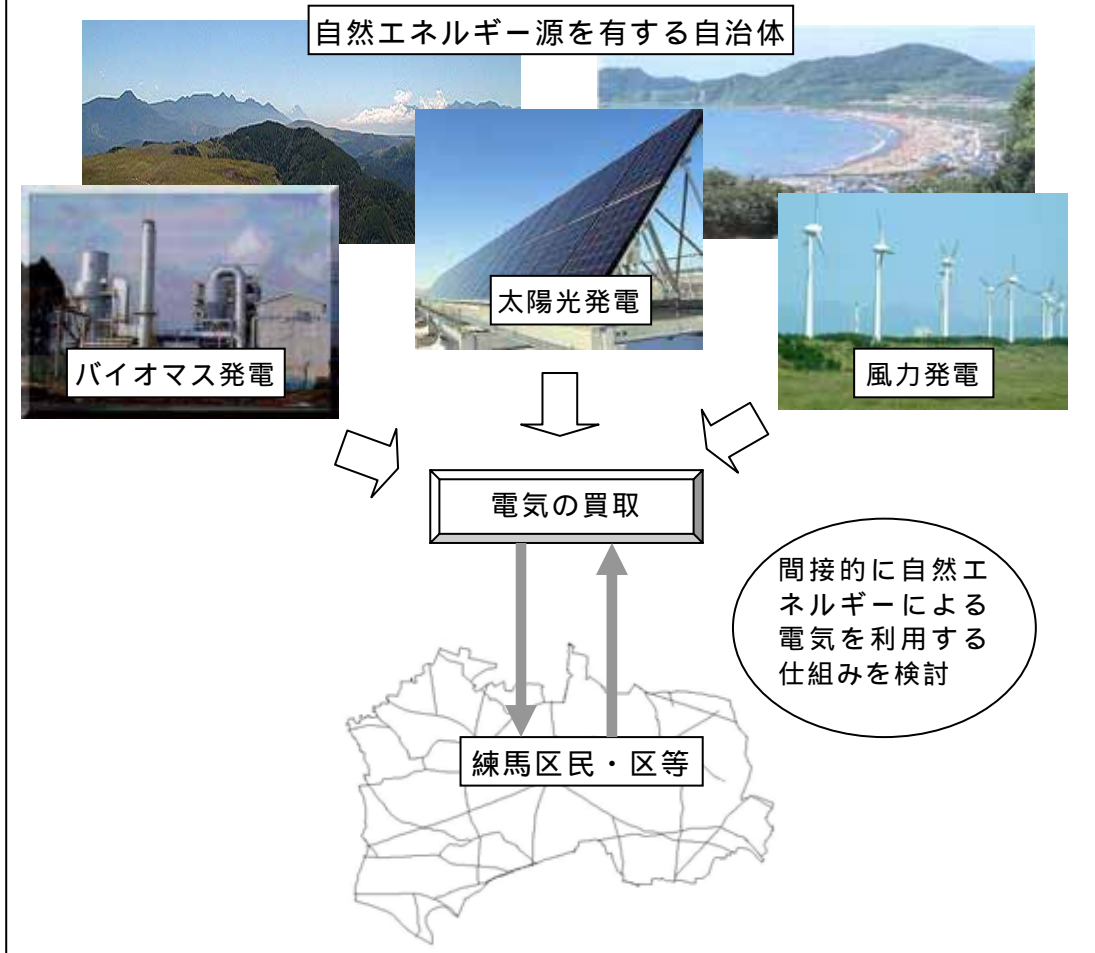
区では配管等の工事費の一部を助成しています。

（～20年度）

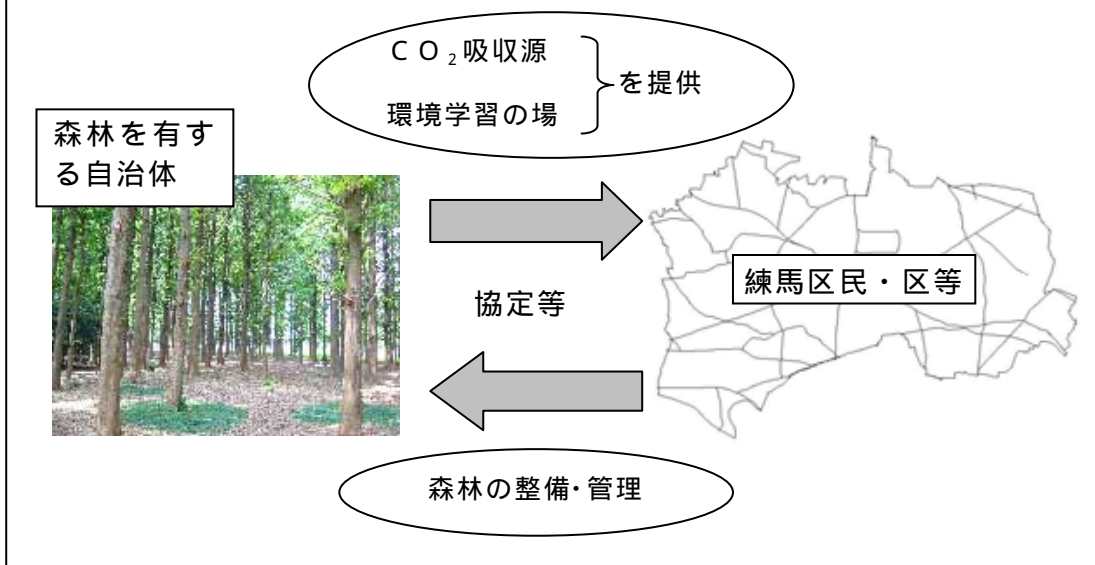
< 温暖化やヒートアイランド現象を防ぐまちづくりを進める >

- ・ 区立少年自然の家を設置する自治体等と連携して、それらの自治体における自然エネルギー（風、太陽光、バイオマスなど）を利用して発電した電気を、区民・事業者または区が利用するモデルの研究を行います。また、それらの自治体の自然林等を練馬区が借り受け、区民とともに整備・管理することにより、二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、区民の環境教育の場とする方策について研究します。

【国内他自治体との連携による自然エネルギー利用の拡大例1】イメージ



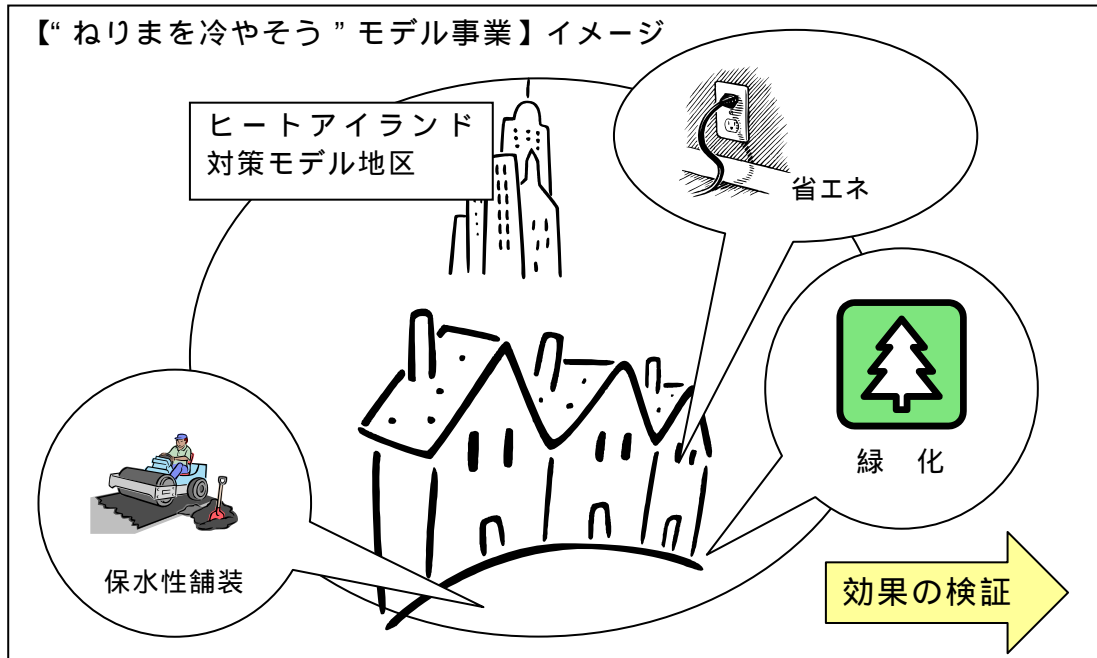
【国内他自治体との連携による自然エネルギー利用例2】イメージ



- ・ 民間の事業所や地域において、省エネルギーの推進などにより温室効果ガス

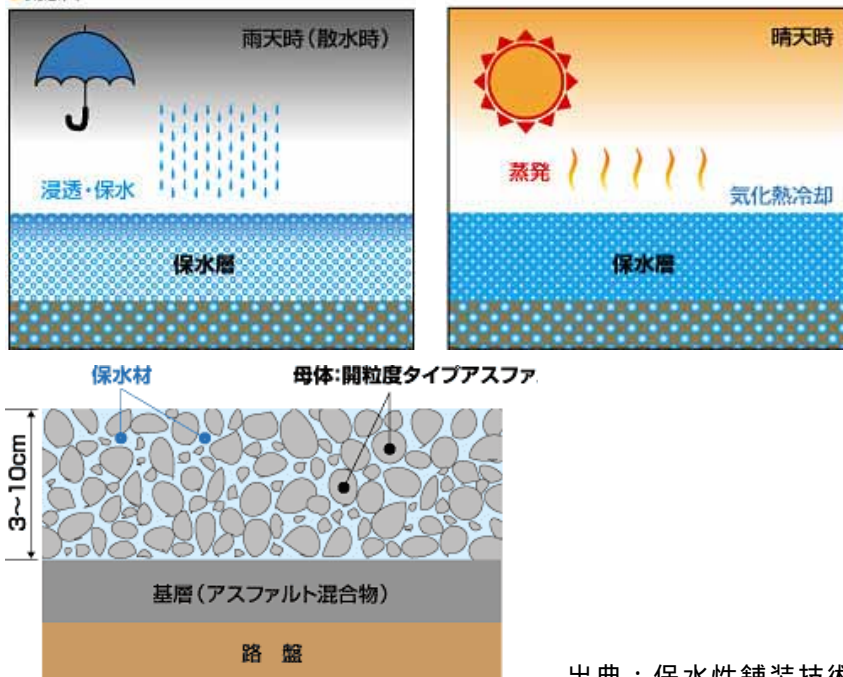
の排出抑制を推進する制度について研究を行います。

- ・ ヒートアイランド現象の防止を図るため、保水性舗装や高反射性塗料による道路塗装の試験的施工を行うほか、“ねりまを冷やそう”モデル事業を検討します。



保水性舗装 = 保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装です。一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待されています。

●概念図



出典：保水性舗装技術研究会HP

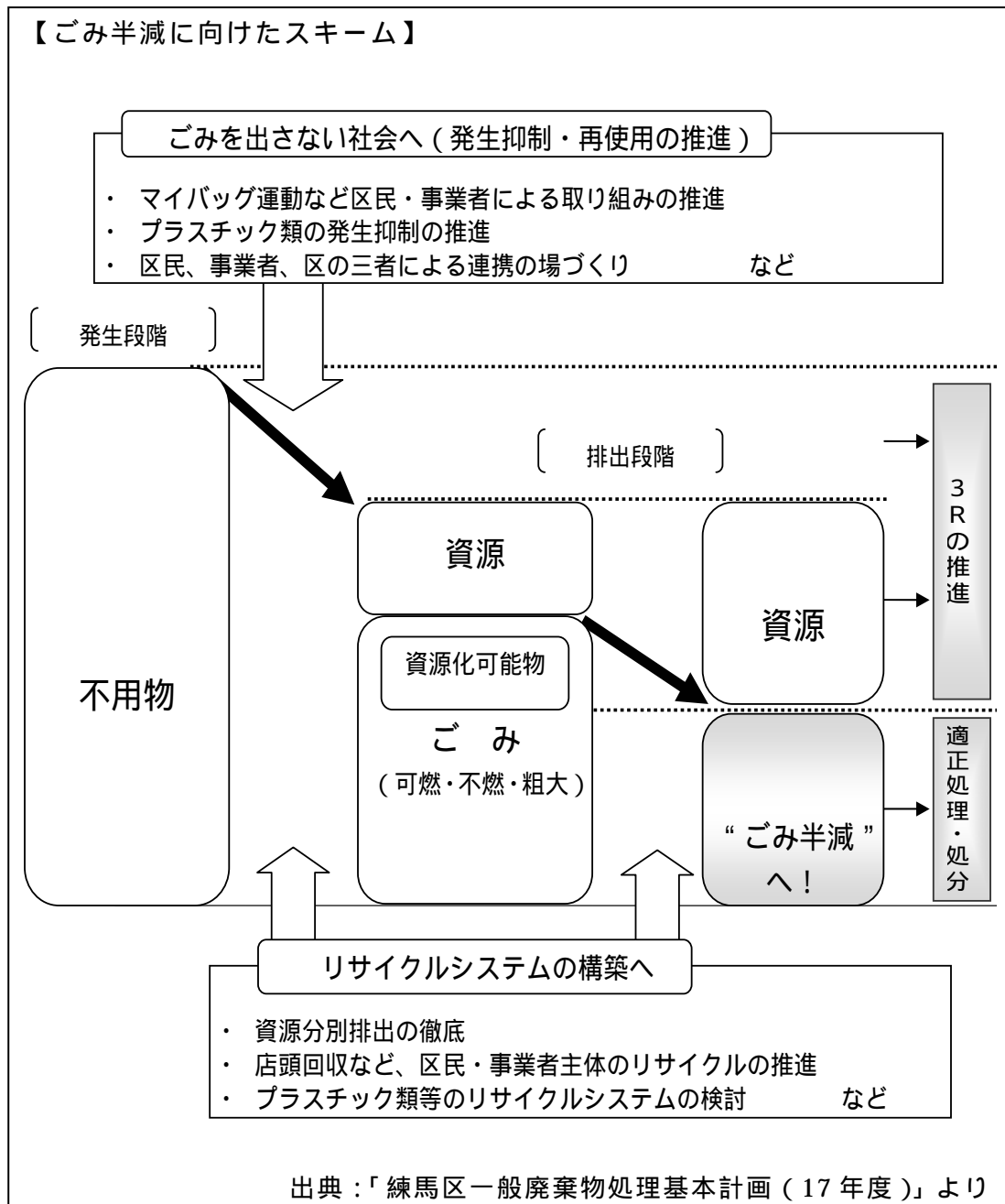
2 循環型社会をつくる

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成22年度)	
1 2	ごみ半減に向けて、ごみ排出量が低減している	2 - 区民1人あたり1日に排出するごみの量	区が年間に収集した可燃・不燃・粗大ごみの量を1人1日あたりで算出	570g 669.0g(16年度)
	リサイクル活動が活発となり、資源化率が向上している	2 - 区民1人あたりの1日資源回収量	街区路線回収、古紙回収、集団回収等、区が関与するリサイクルシステムで回収された資源量を1人1日あたりで算出	220g 141.8g(16年度)
	ごみ出しルールが徹底されるとともに、ごみが適正に処理されている	2 - 可燃ごみおよび不燃ごみ中の資源化可能物の混入率	資源・ごみの排出実態調査において、可燃ごみおよび不燃ごみ中の資源化可能物の合計量を可燃・不燃ごみ総量で除した値	20% 32%(17年度)

(1)ごみの発生を減らす

< ごみ減量に向けた仕組みを整える >

- ・ 青空集会などのごみ減量や3R (**Reduce**、**Reuse**、**Recycle**) に関する環境教育の推進、環境・リサイクルフェア等のイベントにおける普及啓発、マイバッグ運動(ノーレジ袋キャンペーン)などを通じて、ごみ減量に向けた区民への働きかけを行います。
- ・ リサイクルマーケットの支援や大型生活用品の再使用促進などにより、ごみ減量を進めます。
- ・ 事業者の自主的なごみ減量の取り組みを促進するため、事業者との情報交換の場の設置などを通じ、効果的な働きかけに努めます。
- ・ 家庭ごみの有料化やごみ収集方法のあり方について検討します。



(2) リサイクルを進める

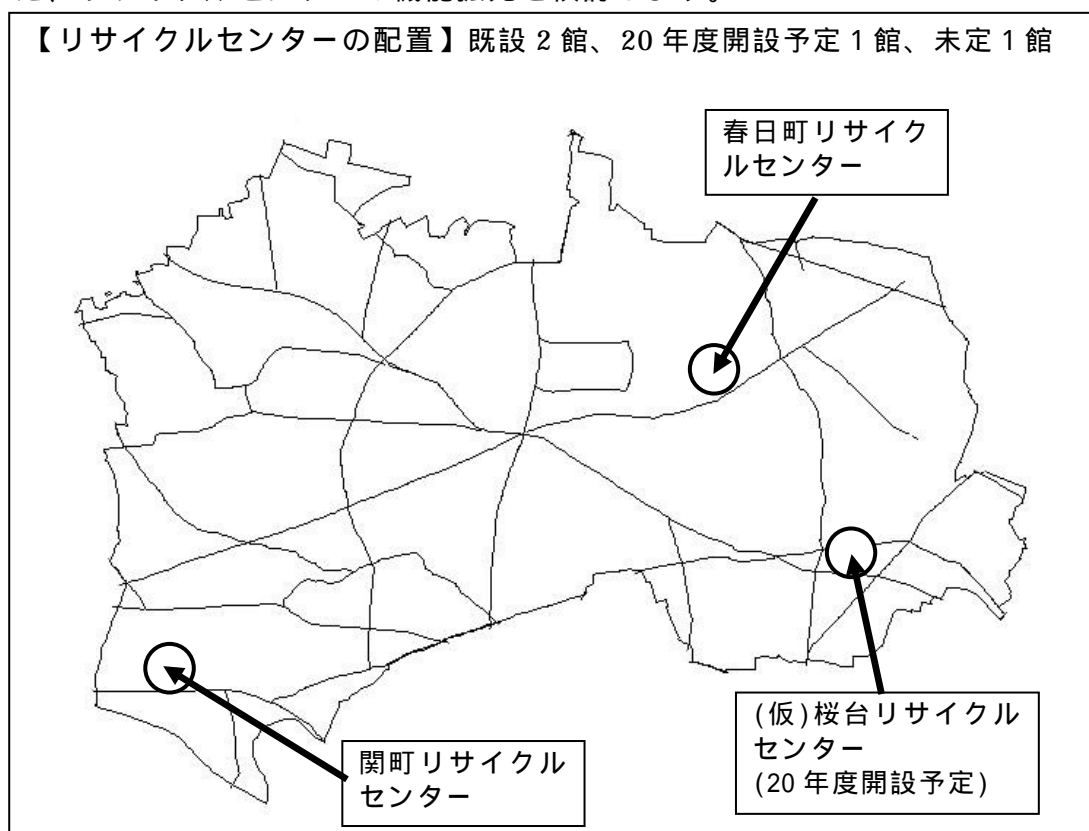
< 資源回収の仕組みを拡充する >

- ・ びん・缶、古紙、古布等の回収を推進するとともに、容器包装プラスチックの回収を進めるなど、資源回収の仕組みを拡充します。
- ・ 回収品を一時保管するストックヤードの確保に努めます。
- ・ 集合住宅等の管理者への資源回収に関する助言と指導を強化します。

- ・ 資源として出された古紙等の持ち去りを防止するため、パトロールの強化を図ります。

< リサイクル活動を支援する >

- ・ 集団回収などの区民の自主的な資源回収活動を支援します。
- ・ 小規模事業所から排出される資源のリサイクルを促進します。
- ・ リサイクル活動をはじめとして、区民が取り組む環境保全の普及等に関する活動を行う拠点として、区立リサイクルセンターを4館整備し、開設します。また、リサイクルセンターの機能拡充を検討します。



(3)ごみを適正に処理する

< ごみ排出ルールを徹底する >

- ・ 町会・自治会の区民団体などと協力し、集積所におけるごみ散乱の防止、分別の徹底、不法投棄防止等に関するごみ排出ルールのいっそうの徹底を図ります。
- ・ 事業所に対しては、廃棄物再利用計画書に基づく指導を実施するとともに、必要な場合、事業者による廃棄物の清掃工場持ち込みにあたってのルールの徹底を、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合に要請するなどの対

応を行います。

- ・ プラスチック類のリサイクルと熱回収の実施に伴う分別区分の変更については、区民への周知徹底を図ります。

< ごみ処理に係る負荷を減らす >

- ・ 効率的なごみ収集ルート・回数、収集車両の低公害化等について検討を行い、ごみの収集・運搬における環境保全を図ります。
- ・ プラスチック類のリサイクルや熱回収を実施するとともに、最終処分場の有効利用を図ります。
- ・ 練馬清掃工場の建替については、より低公害な施設となるよう対応します。